

農地法第4条調査書

議案4条の	1		
申請人			
住所 桜井市*****			
氏名 *****			
土地の所在	地目	面積 (㎡)	転用目的
桜井市大字巻野内***	田	535	青空駐車場
土地の所在区域		都市計画区分	
市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域内	都市計画区域外
農業振興地域区分		農用地区分	
農業振興地域内	農業振興地域外	農用地区域内	農用地区域外
農地の区分	農地の区分の該当事項	判断理由	
第2種農地	第2の1の(1)のオの(ア)のa	鉄道の駅からおおむね500m以内の区域。	

農地転用に関する許可基準

事 項	意 見	
・申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することはやむを得ないと認められるか	(適 当)	不 適 当
・資力及び信用	(適 当)	不 適 当
・転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	(あ り)	な し
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	(確 実)	不 確 実
・行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	(確 実)	不 確 実
・農地以外の土地の利用の見込み	(確 実)	不 確 実
・計画面積の妥当性	(適 当)	不 適 当
・宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	適 当	不 適 当
・周辺農地に係る営農条件への支障の有無	(な し)	あ り
・一時転用である場合はその妥当性	適 当	不 適 当
・法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終 了	未 了

以上の通り、農地区分及び農地法第4条の許可基準から総合的に判断して転用はやむを得ないものと認める。

桜井市農業委員会事務局

農地法第5条調査書

議案5条の		1	
譲受人		譲渡人	
住所 桜井市*****		住所 橿原市*****	
氏名 *****		氏名 *****	
土地の所在	地目	面積 (㎡)	転用目的
桜井市大字豊前*** 外1筆	田	998 ㎡	青空資材置場 及び青空駐車場
土地の所在区域		都市計画区分	
市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域内	都市計画区域外
農業振興地域区分		農用地区分	
農業振興地域内	農業振興地域外	農用地区域内	農用地区域外
農地の区分	農地の区分の該当事項	判断理由	
第1種農地	第2の1の(1)のイの(ア)のa	おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内のある農地(既存施設の拡張)	

農地転用に関する許可基準

事 項	意 見	
・申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することはやむを得ないと認められるか	適当	不適當
・資力及び信用	適当	不適當
・転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	あり	なし
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	確実	不確実
・行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確実	不確実
・農地以外の土地の利用の見込み	確実	不確実
・計画面積の妥当性	適当	不適當
・宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	適当	不適當
・周辺農地に係る営農条件への支障の有無	なし	あり
・一時転用である場合はその妥当性	適当	不適當
・法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終了	未了

以上の通り、農地区分及び農地法第5条の許可基準から総合的に判断して転用はやむを得ないものと認める。

桜井市農業委員会事務局